

孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託
仕 様 書

福島県危機管理部災害対策課

1 業務名

孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託

2 目的

令和6年能登半島地震により孤立集落が多数発生したことを踏まえ、独自に福島県中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査を実施した。

この調査結果を踏まえ、県が把握している孤立可能性のある集落において、災害時に道路構造物の損傷等による孤立が発生した際、ドローンによる物資輸送等の支援が円滑に実施できるよう、GISツールの活用や現地踏査等による調査で各集落の周辺環境等を把握し、ドローンの飛行可否や離発着ポイント、ルート案等の必要事項をまとめた報告書を作成することを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年12月31日までとする。

4 業務内容

(1) 孤立可能性のある集落の周辺環境等調査

対象集落：32市町村 254集落

(集落内において、複数の孤立する地区がある場合は個別にドローンのルート案を検討する)

ア ルート案の作成

- ・ ルート等の設定にあたっては、ドローンの飛行可否の判断基準や飛行するドローンの機体想定等を県と協議し、定義設計を行う。
- ・ GISを活用し、目視外飛行を想定した集落外側の離陸地点及び集落内の着陸地点の候補地を設定、ルート案を設計する。
- ・ 対象となる254集落については、農業、漁業センサス上の区切りであるため、1集落内に複数地区があり、複数ルートを作成する必要がある場合は適宜設計する。

イ 市町村及び集落関係者へのヒアリング

- ・ 対象自治体（32市町村）の担当課へアポイント調整を行い、離発着場候補地の現地確認や集落関係者への聞き取りなど、ルート案の設定にあたり必要な対応について事前調整を行う。(該当自治体担当課への事前説明は県で実施し、連絡先リストを提供する)
- ・ GIS上のマッピングデータを基に、対象自治体（32市町村）の担当課にルート案等の説明を行い、運用上の課題等について聞き取りを行う。
- ・ 離発着場候補地の現場確認や写真での記録、集落関係者への聞き取り等を実施し、現地状況をより正確に把握する。
- ・ 聞き取りによる把握した状況を踏まえ、ルート案の修正等を必要に応じて検討する。
- ・ 自治体ごとに議事録を作成する。

(2) 調査結果報告書の作成

上記(1)について、実施結果を報告すること

ア 報告書への記載事項

- ・調査の前提条件
- ・集落毎のドローン飛行ルート案
- ・ヒアリングや現地調査の記録

イ 報告様式

- ・紙資料
- ・データファイル（電子情報媒体（CD-ROM） 全市町村分の報告書
市町村毎に分割報告書
集落毎のドローン飛行ルート案

ウ 納期

- ・5（1）のとおり。ただし、県が優先調査自治体として別途指定する3市町村については、納期によらず、現地訪問及び市町村別の報告書を優先して作成・提出すること。

5 成果品の提出等

(1) 提出書類一覧

提出書類	部数	提出期日
1 調査結果報告書	1部	契約期間末日まで
2 業務完了届	1部	契約期間末日まで

※調査結果報告書については、電子情報媒体（CD-ROM）でも提出すること。（報告書については、PDF形式に加え、Word、Excelのいずれか加工が可能なデータ形式で提出すること。うち集落毎のドローンの飛行ルート案についてはシェープファイルでも提出すること。）

(2) 検収条件

納入品目及びその内容について、発注者が、契約書、本仕様書及び関係書類に基づき検査を行い、その結果を発注者が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって検収とする。

(3) 納入場所

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県危機管理部災害対策課

6 発注者が受注者に貸与等する資料

- (1) 福島県中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査に係る資料
- (2) その他本業務を実施するにあたり発注者が必要と認める資料

7 著作権等

- (1) 受注者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者及び第三者が本業務以前から所有している著作権及び他に利用できる共通的な部分に係る著作権については、この限りではない。
- (2) 受注者は、発注者の書面による事前の同意が得なければ、著作権法第18条及び第19条の権利を行使することができない。

- (3) 発注者は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その他使用のために目的物の改変を行うことができる。
- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他すべての権利について交渉、処理は、受注者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受注者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 その他

- (1) 発注者は、受注者の実施責任者等が業務を履行するにつき、著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその是正措置を講ずるよう申し入れることができる。
- (2) 本業務に必要な機器及び機材等については、受注者が全て準備することとする。
- (3) 本業務実施上必要となる軽微な変更は発注者及び受注者が協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。
- (4) 本仕様書に明記していない事項についても、業務委託の目的の範囲内において、訓練を実施するに当たり必要となる業務一切を含むものとして対応する。